

## 医療的ケア児等受入促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、在宅の医療的ケアが必要な障がい児等を介護する家族の負担軽減や、在宅サービスの充実を図るため、短期入所事業所及び障害児通所支援事業所の設置者が事業を実施するのに要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)「医療的ケア児」とは、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児等をいう。
- (2)「短期入所事業所」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定を受けた同法第5条第8項に規定する短期入所を実施する施設をいう。
- (3)「障害児通所支援事業所」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定を受けた同法第21条の5の2に規定する児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスを実施する事業所をいう。

### (補助対象事業)

第3条 この補助金の対象となる事業は、県内の短期入所事業所及び障害児通所支援事業所の設置者（当該事業所を新たに設置しようとする者を含む。）が実施主体となり、医療的ケア児等の新たな受入れ又は既存事業所の受入定員の拡大を目的として、これに必要な設備整備、備品購入を行う事業とする。ただし、既存の補助制度で対象とされている事業は対象外とする。

### (補助対象経費及び補助率)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助基準額	補助率
(1) 設備整備費 医療的ケア児等の新たな受入れ又は受入定員の拡大に必要な設備整備に要する費用（設置工事を含み、工事事務費は除く）	1事業所あたり 1,000千円	1/2
(2) 備品購入費 医療的ケア児等の新たな受入れ又は受入定員の拡大に必要な備品購入に要する費用（主として建物内で使用する備品に限り、その設置費用を含む） ・テレビ、事務机、職員の業務効率化のためのパソコンなど、医療的ケア児等の支援に直接関係しない設備等は対象外とする。 ・送迎用自動車は対象外とする		

(交付の算定方法)

第5条 補助金の交付額は、前条に掲げる補助基準額欄に定める額と、補助対象経費欄に定める対象経費の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、補助率欄に定める補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(第3号様式)
- (3) 見積書の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助条件)

第7条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、補助事業変更承認申請書(第4号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して10年間整備保管すること。
- (4) 補助事業者等は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。
- (5) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、

貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。

- (6) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (7) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (8) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (9) 第6条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第12条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (10) 第6条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第13条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第5号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (11) その他、規則、及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

（補助金の交付決定の通知）

第8条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第6号様式）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第9条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

（補助金の交付方法）

第10条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第11条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(第8号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(第9号様式)
- (2) 収支精算書(第10号様式)
- (3) 契約書又は見積書の写し
- (4) 完成写真
- (5) 検査調書の写し
- (6) 領収書又は請求書の写し
- (7) 財産管理台帳の写し
- (8) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第13条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第11号様式)により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第14条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成31年度の予算に係る医療的ケア児等受入促進事業費補助金から適用する。

この要綱は、令和3年度の予算に係る医療的ケア児等受入促進事業費補助金から適用する。